

PTA のしおり

規約



横浜市立あざみ野中学校PTA

PTA会員は

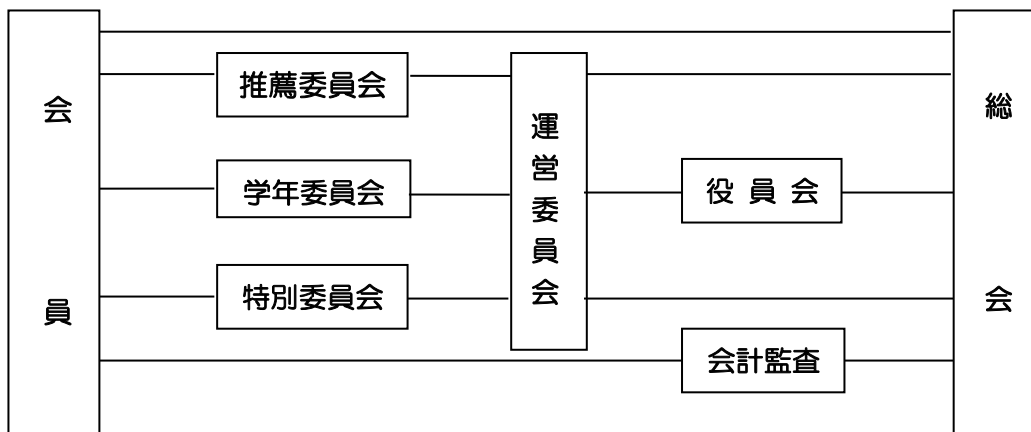
PTAの目的をよく理解して、その活動に積極的に参加しましょう。

たとえば…

- 役員、会計監査として
- 学年より選出される学年委員、推薦委員として
- 活動の参加者として

など、さまざまな形があり、どれもみなPTA活動に欠かせないものです。
「運営委員会だより」などをよく読み、PTA活動を理解するとともに、懇談会や総会などにおいて意見を伝えることも大切です。
会員ひとりひとりが協力し合い、子どもたちのために努力していこうという気持ちが、PTAを支える大きな力になるのです。

【PTA組織図】



運 営 委 員 会

校長と役員、学年委員、推薦委員によって構成されています。

総会で承認された予算や活動内容に基づき、具体的に実施していく機関であり、また、緊急の事項について総会に代わって議決を行うなどPTAの最高執行機関として大きな責任を果たしています。運営委員会で話し合われたことは「運営委員会だより」などで全会員にお知らせしますが、傍聴することもできます。

総 会

全会員が直接話し合える唯一の場であり、PTAの最高議決機関です。会員ひとりひとりの意見が尊重され、民主的に運営されるために、今いちど規約に目を通し議案書を読み、積極的に参加しましょう。

学年委員会

学年委員は、学年あるいは学校全体の PTA 会員の情報を交換したり、交流を図る活動を行います。

具体的には次のような活動が考えられます。

【親睦活動】

- ・親睦会の開催

学級単位で行なう場合は、担任の先生からクラスの様子を聞いたり、悩みを相談したり、クラスの問題について話し合う。学年で行うこともできる。また、保護者だけでなく子どもも交えたり、学校以外の場所で行うこともできる。

【学習活動】

- ・保健に関する講演会、講習会の開催、および学校保健委員会への参加。
子どもたちが健康で安全な日常生活を送れるよう、学校と協力し活動する。

【その他】

- ・標準服のリユース
- ・子どもたちを取りまく環境をより健全なものにするために、地域との連携を深め、情報収集やパトロールなどを行います

推薦委員会

推薦委員は、自薦他薦を問わず広く会員の意見を集めて、公平な立場で次年度の PTA 役員および会計監査の候補者を選出します。候補の対象は、新2年生および新3年生の保護者全員です。また、現3年生の保護者で、次年度入学予定の生徒の保護者でもある場合は、候補の対象となります。

【P T A活動に関連のある主な団体】

P T Aの活動は、各単位P T Aを基盤として行われていますが、区・市など、それぞれの段階での組織の広がりの中においても果たすべき役割があります。

あざみ野中学校区P T A連絡協議会

通称「あざ中区P連」と呼ばれ、あざみ野中、あざみ野第一小、あざみ野第二小、荏子田小、黒須田小の5校間のP T A相互の連絡を密にし、情報や意見を交換するとともに、相互の親睦を図り、P T A運営・活動について研究、協議します。5校が交代で当番校になり、年2回開催します。

青葉区P T A連絡協議会・横浜市P T A連絡協議会

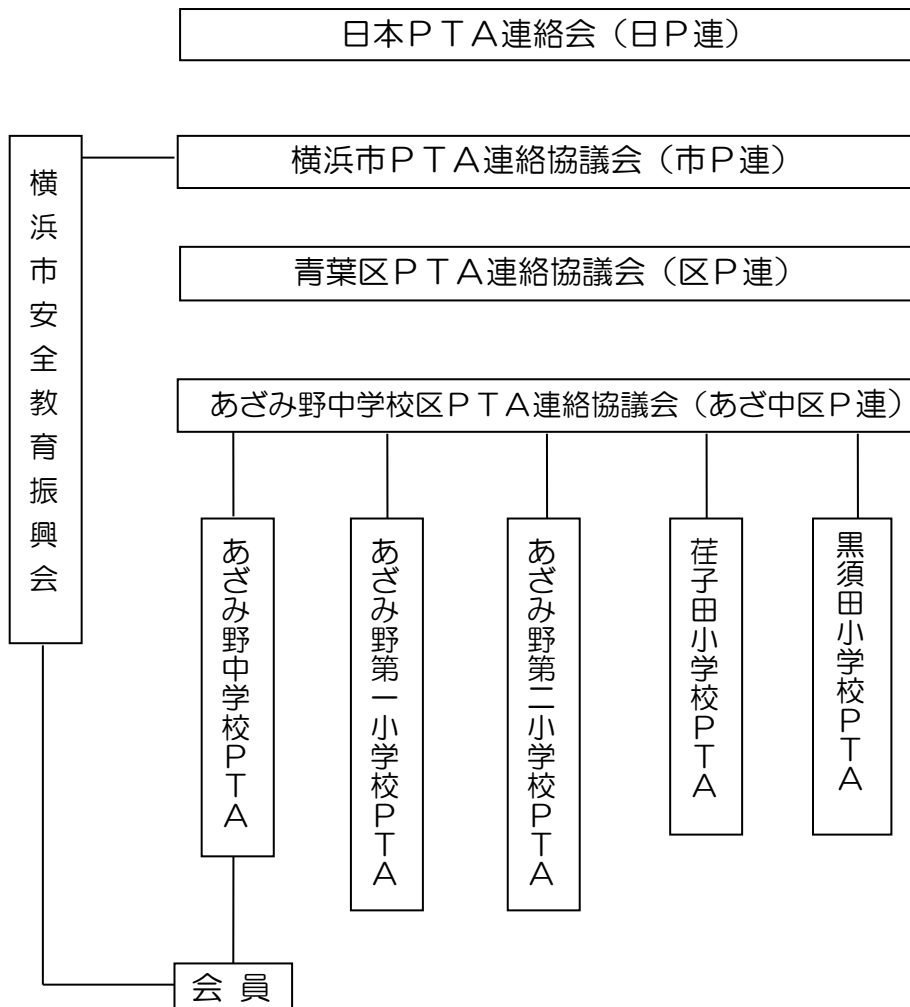
通称「区P連」「市P連」と呼ばれ、公立各小中学校のP T A相互の連絡を密にし、情報や意見を交換して、P T Aの望ましい運営について研究します。その他、P T A活動に必要な事項を協議します。

あざみ野中学校区学校・家庭・地域連携事業実行委員会

通称「学家地連」と呼ばれ、地域の各代表、学校代表、P T A代表で構成され、あざみ野中学校区の学校・家庭および地域が連携し、児童・生徒をはじめとする青少年の問題行動の防止および健全育成を図ることを目標に活動します。

横浜市安全教育振興会

通称「安振会」と呼ばれ、生徒の学校管理下外での事故、保護者のP T A活動中の事故につき、見舞金・弔慰金を給付する一方、安振会会員の加害事故を補償する制度もあります。



※ この「しおり」(P.1～P.4)は、規約を“より分かりやすく、より動きやすく、より親しみやすく”するためのものです。新しい活動にも積極的にチャレンジしながら内容を充実させ、PTA活動の手引きとして役立ててください。

横浜市立あざみ野中学校PTA規約

第 1 章 総 則

第1条 名称及び事務所

本会は、横浜市立あざみ野中学校保護者と教職員の会（PTA）と称し、事務所を横浜市立あざみ野中学校内に置く。

第2条 目 的

本会は、保護者と教職員の信頼と協力に基づき、地域社会の協力を得て、生徒の心身の健全な発達を図ることを目的とする。

第3条 活 動

本会は、前条の目的達成のため、次のような活動を行う。

- 1 社会人としての教養を高め、教育の理解を深めるための活動
- 2 地域への理解を深め、生徒の校外生活をより健全なものにするための活動
- 3 学校教育を充実させるための活動
- 4 他の教育的諸団体と連携した活動
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第4条 方 針

本会の方針は次のとおりとする。

本会は、教育を本旨とする自主独立の民主的団体であって、他のいかなる団体の干渉も受けず、また、いかなる営利的・宗教的・政党的事業にも関係しない。また、学校の管理・運営・人事には干渉しない。

第5条 会 員

本会は、横浜市立あざみ野中学校に在籍する生徒の保護者及び教職員によって構成され、全て平等の権利と義務を有する。

第 2 章 組 織

第6条 本会には次の組織を置く。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 総会 | 2 役員会 | 3 運営委員会 |
| 4 学年委員会 | 5 推薦委員会 | 6 特別委員会 |
| 7 会計監査 | | |

第 3 章 総 会

第7条 総 会

- 1 総会は、全会員によって構成され、本会の最高議決機関である。
- 2 総会は、年2回年度始めと年度末を定例として、会長が招集する。
- 3 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または全会員の5分の1以上の要求があった時に会長が招集する。
- 4 議長は、そのつど一般会員の中から選出される。
- 5 総会は、全会員の2分の1以上の出席があった場合に成立する。ただし、委任状を認める。
- 6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決定する。
- 7 総会では、次の事項を審議・決定する。ただし、議事内容については、総会の7日前までに全会員に通知しなければならない。

【年度始め総会】

- (1) 前年度の決算の承認
- (2) 活動計画案及び予算案の承認
- (3) その他必要事項

【年度末総会】

- (1) 活動報告
- (2) 新年度の役員及び会計監査の承認
- (3) その他必要事項

第 4 章 役員及び役員会

第8条 役員構成

- 1 会長 1名 (保護者より)
- 2 副会長 2名 (保護者より)
- 3 書記 3名 (保護者より2名、教職員より1名)
- 4 会計 2名 (保護者より1名、教職員より1名)

第9条 役員選出

- 1 役員は推薦委員会において推薦され、総会の承認を得て決定される。
- 2 役員に欠員が生じた場合は、第5章第13条による運営委員会に、その補充及び選出を一任する。

第10条 役員任務

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
- 3 書記は、この会の活動に関する記録を統括し、会員に報告する。また、本会の庶務を行う。
- 4 会計は、総会で決定した予算に基づき本会の会計事務を正確に処理し、会計監査を受けた決算報告を定期総会にはかる。

第11条 役員任期

役員任期は1年間として再任を妨げないが、3期を限度とし、同じ役職については2期までとする。ただし、教職員についてはこの限りではない。

第12条 役員会

- 1 役員会は、第4章第8条による全役員・校長によって構成され、原則として毎月1回会長が招集する。
- 2 役員会は次の職務を行う。
 - (1) 運営委員会の日時及び議題の決定
 - (2) 各委員会相互の連絡調整
 - (3) 各委員会から委託された事項の執行

第 5 章 運 営 委 員 会

第 1 3 条 運 営 委 員 会

- 1 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、構成は次のとおりとする。
 - (1) 役員・校長
 - (2) 学年委員
 - (3) 担当教職員
 - (4) 特別委員会が設置された場合、その委員
 - (5) 推薦委員
- 2 運営委員会は、原則として毎月 1 回会長が招集する。
- 3 運営委員会は P T A を運営し、職務は次のとおりとする。
 - (1) 年間 P T A 活動の企画・調整
 - (2) P T A 活動に対する意見・要望の調整
 - (3) 総会に提出する議案の作成
 - (4) 特別委員会の設置
 - (5) 臨時総会の開催要請
- 4 運営委員会は、役員、校長、担当職員、学年委員（各学年から正副委員長が指名した 2 名以上）、推薦委員（正副委員長が指名した 1 名以上）、特別委員会が設置された場合は正副委員長が指名した 1 名以上の出席をもって成立し、議事は出席者の 3 分の 2 以上で決定する。やむを得ず欠席する場合は、決議を役員へ委任し出席したものとする事ができる。
尚、緊急事態及び災害他、学校の運営に支障が出ると学校が判断した場合は、役員会にて決議し出席者及び出席人数を変更できることとする。
- 5 運営委員会は緊急を要する事項については、総会に代わって決定することができる。ただし、次期総会において承認を得なければならない。

第 6 章 委 員 会

第 14 条 学年委員会

- 1 学年委員会は、各学年から選出された10～12名の学年委員によって構成され、互選により学年ごとの正副委員長を決める。学年委員は学年の代表として運営委員会に出席する。
- 2 学年委員は、学級及び学年相互の情報交換・連絡をするとともに、会員相互の交流を深めるための活動を行う。
- 3 学校と地域の連携を深め、校外活動における生徒の健全な育成を図るための活動を行う。

第 15 条 特別委員会

- 1 特別な事項について必要がある場合は、特別委員会を設けることができる。
- 2 特別委員会は、運営委員会の承認を得て設置・発足し、その任務が終了した時に解散する。

第 7 章 推 薦 委 員 会

第 16 条 推薦委員会の構成

推薦委員会は、1・2学年の各学年から5名ずつ選出された10名によって構成され、互選により正副委員長を決める。

第 17 条 推薦委員会の任務

- 1 推薦委員会は、次期役員及び会計監査の候補者を全会員の中から選出し、本人の承諾を得て決定し、総会において承認を得ることとする。ただし、総会の7日前までにその候補者名を告示しなければならない。
- 2 推薦委員会は、総会で役員・会計監査の承認が得られ決定したとき解散する。
- 3 推薦委員は、次期役員及び次期会計監査の候補者になることを辞退できる。

第 8 章 会 計

第18条 会 費

本会の会員は会費を納めるものとし、会費は一世帯月額300円とする（8月・3月を除く計10か月分）。また、年度始めに別途一世帯500円を教育活動支援準備費として徴収し、教育活動支援に用いる。従って一世帯あたりの納入額は年額3500円、教職員は教育活動支援準備費を除く年額3000円となる。ただし、特別な事情のある場合には、会費の免除を受けることができる。

第19条 経 費

本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

第20条 会計及び決算

本会の会計は、総会において承認された予算によって行う。決算は、会計監査を経て総会に報告し、承認を得なければならない。

第21条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第 9 章 会 計 監 査

第22条 会計監査

本会の会計を監査するため、3名の会計監査(保護者会員)を置く。

第23条 会計監査の選出

- 1 会計監査は、推薦委員会において推薦され、総会の承認を得て決定される。
- 2 会計監査に欠員が生じた場合は、運営委員会にその補充及び選出を一任する。

第24条 会計監査の任務

会計監査は、本会の会計について適正に行われているかを年2回監査し、その結果を総会に報告する。

第25条 会計監査の任期

会計監査の任期は1年間とし、再任を認めない。

第 10 章 細 則

第26条 本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て決める。

第 11 章 改 定

第27条 この規約は、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改定することができない。ただし、改定案は総会の7日前までに、全会員に知らせておかなければならない。

※ 付 則

本規約は、昭和57年9月8日より施行する。

昭和58年	5月 4日	一部改定
昭和59年	5月 4日	一部改定
平成 元年	3月 1日	一部改定
平成 2年	4月28日	一部改定
平成13年	12月12日	一部改定
平成18年	2月23日	一部改定
平成23年	3月 3日	一部改定
令和 3年	2月25日	一部改定
令和 6年	2月20日	一部改定

細則

1. 役員のうち保護者について

- (1) 本校に在籍する1・2学年の生徒をもつ会員の中から、推薦委員会により候補者(6～8名)を選出します。その際、過去に役員もしくは当該生徒で委員職務を遂行した者は、役員を辞退することができます。
- (2) 役員は話し合いにより役割を決定し、子どもたちのために各委員会、地域と協力します。

2. 学年委員について

- (1) 新2・3学年の学年委員は、前年度の12月頃から募集を行い、年明けの懇談会にて委員発表とします。定員に満たない場合はくじ引きを行い、3月中に委員決定とします。その際、過去に役員もしくは当該生徒で委員職務を遂行した者は、学年委員を辞退することができます。
- (2) 新1学年の学年委員は、入学前の新入生説明会にて募集案内を配布し、入学式で立候補用紙を回収。定員に満たない場合はくじ引きを行い、4月の懇談会で委員決定とします。その際、過去に兄・姉在籍時に役員職務を遂行した者は、学年委員を辞退することができます。
- (3) 欠員が生じた場合は運営委員会の協議決定に委ねます。

3. 推薦委員について

- (1) 新2学年の推薦委員は、前年度の12月頃から募集を行い、年明けの懇談会にて委員発表とします。定員に満たない場合はくじ引きを行い、3月中に委員決定とします。その際、過去に役員もしくは当該生徒で委員職務を遂行した者は、推薦委員を辞退することができます。
- (2) 新1学年の推薦委員は、入学前の新入生説明会にて募集案内を配布し、入学式で立候補用紙を回収。定員に満たない場合はくじ引きを行い、4月の懇談会で委員決定とします。その際、過去に兄・姉在籍時に役員職務を遂行した者は、推薦委員を辞退することができます。
- (3) 欠員が生じた場合は運営委員会の協議決定に委ねます。

※ 令和6年 2月 20日 施行

【慶弔規定】

- 1 この規定は、横浜市立あざみ野中学校PTAの慶弔について定めるものとする。
- 2 慶弔金の種類は次のとおりとする。

種 類	対 象		金 額
結婚祝金	教 職 員		5,000 円
弔慰金	会員及び本校在校生		10,000 円
疾病見舞金	教職員及び本校在校生 (負傷・疾病により休業または 欠席が2週間を越える場合)		5,000 円
災害見舞金	会 員 (火災並びにこれに準ずる災害を被った場合、状況等を考慮し、 役員会で判断する。)		5,000 円
餞別金 (転退職)	教 職 員 (本校における 勤続年数に応じて)	3年未満	3,000 円と花束
		3年以上	5,000 円と花束

※ 上記にあてはまらない場合については、役員会の協議により決定する。

- 3 本規定は、運営委員会の過半数以上の賛成があった場合、改定できるものとする。

【教育活動支援準備金規定】

1. この規定は教育活動支援準備金について定めるものとする。
2. 本準備金は以下に挙げる横浜市立あざみ野中学校の教育活動支援に用いる。
 - ① 部活動
 - ② その他、あざみ野中学校の教育活動

※ 上記にあてはまらない場合については、役員会の協議により決定する。

※ 付 則

昭和58年	5月	4日	施行
平成元年	3月	1日	改定
平成7年	4月	26日	改定
平成8年	4月	25日	改定
平成12年	2月	5日	改定
平成14年	2月	27日	一部改定
平成23年	3月	3日	一部改定
平成24年	3月	8日	一部改定
平成28年	12月	1日	一部改定

編集・発行

横浜市立あざみ野中学校PTA

〒225-0011

横浜市青葉区あざみ野1-29-1